令和5年度第7回幸手市地域公共交通会議 会議録

○開催日時 令和6年3月12日(火)14時00分~15時00分

O会 場 幸手市役所 第二庁舎 第1会議室

〇会議内容 公開

〇幸手市地域公共交通会議委員

委員区分	所属・職名	氏 名	会議の出欠
第1号 (幸手市長又はその指名する者)	幸手市総合政策部長	落合和典	出席
第2号 (一般乗合旅客自動車運送事業者の代表)	朝日自動車株式会社	田沼健一	出席
第3号 (一般貸切 (乗用) 旅客自動車運送事業者 の代表)	中田商会株式会社	中田幸宏	出席
	株式会社東埼玉観光バス	内藤秀夫	出席
	幸手タクシー有限会社	酒 井 昭	出席
	有限会社共和タクシー	明野真久	出席
第4号 (鉄道事業者の代表)	東武鉄道株式会社	神山守	出席
第5号 (一般社団法人埼玉県バス協会の代表)	一般社団法人埼玉県バス協会	関 根 肇	欠席
第6号 (一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の 代表)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	藤田貢	欠席
第7号 (住民又は利用者の代表)	幸手市区長会	松田光男	出席
		出井保信	出席
		山下治郎	出席
第8号(埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	中山俊夫	出席
第9号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表)	朝日自動車労働組合	飯塚光弘	欠席
第10号 (道路管理者又はその指名する者)	埼玉県杉戸県土整備事務所	古川美和	欠席
第 11 号 (幸手警察署長又はその指名する者)	埼玉県幸手警察署	大 木 修 司 (石 鍋 良 太)	代理出席
第 12 号 (前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者)	埼玉県企画財政部交通政策課	村上晶彦	出席
	五霞町生活安全課	曽根正明	出席
	幸手市総務部長	長田 広	出席
	幸手市健康福祉部長	関根一勝	出席
	幸手市建設経済部長	狩野一弘	出席
	幸手市教育部長	小林秀樹	出席

[※]会長は、幸手市地域公共交通会議設置要綱(平成22年3月29日告示第31号)第5条第1項の規 定により、幸手市総合政策部長 落合和典が務める。また、同第6条第1項の規定により、会長が、 会議の議長となる。

〇傍聴人 4人

〇会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

【報告事項】

- (1) 市内循環バス運行状況について
- (2) 市内循環バス無料乗車キャンペーン(乗り乗り week)アンケート結果について
- (3) 幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について

【協議事項】

- (1) 幸手市地域公共交通計画(案)について
- (2) 幸手市乗合型デマンドタクシーの実証運行について
- 4 その他
- 5 閉会

○会議資料

- 会議次第
- · 令和 5 年度幸手市地域公共交通会議委員名簿
- 席次表
- ・市内循環バス運行状況報告書
- ・資料1 市内循環バス無料乗車キャンペーン (乗り乗り Week) アンケート集計結果
- 資料2 幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について
- ・資料3-1 幸手市地域公共交通計画(案)
- ・資料3-2 幸手市地域公共交通計画(素案)に対するパブリックコメント結果
- ・資料4 幸手市乗合型デマンドタクシーの実証運行について
- ・資料4 幸手市乗合型デマンドタクシーの実証運行について(追加分)
- ・幸手市乗合型デマンドタクシー実証運行に係る運賃案に関する意見

【1 開会】

司会

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度第7回幸手市地域公共交通会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

司会進行を務めさせていただきます、事務局の市民協働課 野川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、この会議につきましては、幸手市地域公共交通会議設置要綱第6条第6項の規定により、公開とさせていただきますことをご了承願います。

また、議事録作成に伴いまして、録音機器の使用も併せてご了承願います。

傍聴者の皆様におかれましては、受付時にお渡しをさせていただきました通り、傍聴上の注意を厳守していただきますようお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいた資料といたしまして、

「会議次第」

「資料1 市内循環バス無料乗車キャンペーン (乗り乗り Week) アンケート集計結果」

「資料2 幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について」

「資料3-1 幸手市地域公共交通計画(案)」

「資料3-2 幸手市地域公共交通計画(素案)に対するパブリック コメント結果」

「資料4 幸手市乗合型デマンドタクシーの実証運行について」

その他、本日お配りさせていただいた資料といたしまして、

「令和5年度幸手市地域公共交通会議委員名簿」

「席次表」

「市内循環バス運行状況報告書」

「資料4 幸手市乗合型デマンドタクシーの実証運行について(追加分)」

「幸手市乗合型デマンドタクシー実証運行に係る運賃案に関する意 見」

以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

なお、本日は委員名簿の8番 関根 様、9番 藤田 様、14番 飯塚様、15番 古川 様から欠席とのご連絡をいただいておりますことを ご報告させていただきます。

本日の出席者は18名でございます。

このため、委員の過半数の出席をいただいておりますので、要綱第6条第2項の規定により会議を開催させていただきます。

【2 会長あいさつ】

司会

それでは開会にあたりまして、会長の落合総合政策部長からご挨拶を申し上げます。

落合会長

皆様こんにちは。

幸手市総合政策部長の落合でございます。

本日は、令和5年度第7回幸手市地域公共交通会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、地域公共交通計画の策定につきましては、昨年3月の市民 アンケートの実施にはじまり、たいへんお忙しい中、委員の皆様に ご協力をいただきながら協議を重ねてまいりました。

本年1月のパブリックコメントを経て、本日、計画案がまとまりましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

また、路線バスの廃止後の代替案として検討して参りました、乗 合型デマンドタクシーの実証運行についても運行計画案がまとまり ましたので、ご審議をお願いいたします。

そのほか、市内循環バスの先月までの利用状況の報告と、昨年 12 月に実施いたしました市内循環バスの無料乗車キャンペーンのアンケート結果の報告、本会議への運賃部会の位置付けに伴う、会議設置要綱の改正についてご報告させていただきます。

引き続き、皆様との連携を図りながら、地域の旅客(りょかく)運送サービスの充実化につなげてまいりたいと考えておりますので、何卒、皆様のご協力をお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

続きまして次第3の議事に入らせていただく前に、委員の皆様に 1点ご報告をさせていただきます。

本日、幸手市地域公共交通計画(案)についてご協議いただきますが、前回会議同様、説明員として八千代エンジニアリング株式会社 三上 様、加藤 様に同席いただいておりますことをご了承願います。

【3 議事】

司会

それでは、次第3の議事に入らせていただきます。

これからの進行は、会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき、 会長であります落合総合政策部長に議長をお願いいたします。

議長(落合会長)

それでは、議長を務めさせていただきます落合です。よろしくお 願いいたします。

着座にて失礼いたします。

報告事項(1)市内循環バス運行状況について

議長(落合会長)

それでは、次第3の議事に入らせていただきます。

報告事項(1)「市内循環バス運行状況について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

本日お配りさせていただきました、「市内循環バス運行状況報告書」をご覧ください。

2月分の数字のとりまとめの関係上、当日の資料配布とさせてい ただきましたことをお許しいただければと存じます。

また、ご報告の前に皆様に資料に追記をお願いしたい点がございます。

1ページの真ん中あたりの列に(参考値)と書かれた、幸手市の 1日乗車券を提示して杉戸町の停留所で降車された方の数値がござ います。

令和 5 年 12 月から先月 2 月までの数値が空欄となっておりますが、そちらの 12 月に「0」、1 月に「7」、2 月に「3」と記入いただき、その下の合計値を「46」に修正をお願いします。

また、一番下の令和5年12月の運行状況の詳細の空欄には「0」と入れていただければ存じます。お手数をおかけいたします。

それでは、1ページの全体概要の左から5列目、「1日あたり平均利用者数」をご覧ください。

前回会議でのご報告から 12 月~2 月の 3 ヶ月分の数字を追加しております。 12 月は無料乗車キャンペーンを実施した効果もありまして、運行開始以降、最多の 1 日平均利用者数を記録することができました。

一番下に令和5年12月の運行状況の詳細を別枠で記載をさせていただきましたが、無料乗車期間中は1日平均147.8人の方にご利用いただきました。

その後、先月2月には平常時の1日平均利用者数が3桁に到達し、運賃収入も収支率も過去最高を更新することができ、2ページのグラフからも分かりますとおり、運行開始以降の利用者数の増加基調、前年同月越えを維持できている状況です。

コースごとの比較では、3ページの中央コース、7ページの西 A コースの1日平均利用者数、黄色塗りの箇所になりますが、無料乗車キャンペーンの効果があった令和5年12月を除いて、先月2月に過去最多を更新しており、これが全体の1日平均利用者数の最多更新につながっている状況です。

続きまして、11ページをご覧ください。

中央コースの各停留所の1日平均利用者数を見ますと、黄色塗りの箇所のとおり、先月2月の乗車利用、降車利用共に5つの停留所で平常時の1日平均利用者数の最多を更新しました。

その中でも6番の「幸手駅東口」、11番の「幸手団地中央」の伸びが大きい状況です。

今後も推移を見ながら、利用の傾向等を分析して参ります。 本日のご報告は以上でございます。

議長(落合会長)

ただいま事務局の方から説明がありましたが、ご意見、ご質問等 がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

報告事項(2)市内循環バス無料乗車キャンペーン(乗り乗りweek)アンケート結果について

議長(落合会長)

続きまして、報告事項(2)「市内循環バス無料乗車キャンペーン (乗り乗り week) アンケート結果について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の千葉です。

着座にて失礼いたします。

報告事項2といたしまして、お手元の資料1のとおり、令和5年度利用促進事業「市内循環バス無料乗車キャンペーン」を12月11日から12月16日までの6日間実施いたしました。

期間中の利用につきましては、延べ888人の方にご利用いただきまして、38人の方からアンケートの回答をいただきました。

こちらのアンケート結果から見えてきたものにつきまして、ご報 告申し上げます。

まず、「利用者年齢」としましては、75歳以上が最も多く、次いで 65~74歳に利用されていることが伺えます。

普段利用と同様で、40歳以下の利用は少なくなっています。

問2といたしまして、「よく利用する交通手段」については、自転車が最も多く、次いで鉄道・自家用車・タクシーの順で推移していることが伺えます。

また、民間路線バス・循環バスを利用している人もいますが、それほど多くはありませんでした。

問3の「無料乗車キャンペーンをどのように知りましたか?」の 問では、広報紙に折り込みましたチラシが最も多く、次いで「聞い た」となっています。 普段から循環バスを利用している人は、バス内でドライバーから 聞いた、また、バス内等に掲示したポスターで知ったということで した。

問4の「キャンペーンでの利用目的」は、無料ということもあり、乗り方を知る・循環バスの道順を知る・市内を巡回してみるといった利用と買い物利用が多く見受けられました。

また、普段使いの通院や施設利用といった目的もありました。

こちらの4つの設問から、年齢の高い人の利用が多く、普段使いの買い物・通院をはじめ、市内を巡ってみるという使い方も伺えました。

利用年齢から見ますと、インターネットを活用した情報発信ではあまり利用促進にはつながらないことが伺えました。

裏面の方にお願いします。

問5の「キャンペーン中の主な目的地」でございますが、買い物利用でジョイフル本田幸手店、北ベルクが多く、買い物以外では幸手駅・幸手市役所が多くなっています。

問6の「市内循環バスを利用しますか?」の問いには、週に1~ 2日、今回がはじめての利用が最も多く、普段使い、無料なので乗ってみるという利用が見られました。

次いで数か月に1日程度利用される方も多く、必要な時に利用されている傾向も見受けられました。

問7の「問6で「今回がはじめて」と答えた方がこれから循環バスを使いますか?」という問いには、「使う」がほとんどでしたが、「使わない」と答えた人もいました。

問8の「市内循環バスをより利用したくなるためのアイデアを教えてください」の問いには、日曜日を含めた運行本数を増やすが最も多く、反対周りを希望する声も多くありました。

また、幸手駅行きを希望する声や定期的な無料乗車キャンペーン を希望する声がありました。

キャンペーンの実施によって、初めての利用を誘引することにつ ながった一方で、普段使いの買い物・通院利用もありました。

また、乗車された皆様からいただいたアイデアとしましては、運 行本数の増加や反対周りの対応などが今後の検討課題となります が、引き続き広報紙やバス内ポスターを活用し、利用方法を考え る・利用者を増やす、公共交通を育てることにつながる利用促進事 業を実施して参りたいと考えています。以上でございます。

議長(落合会長)

ただいま事務局からアンケート結果について報告させていただき ましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。

議長(落合会長)

報告事項(3)幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正ついて

続きまして、報告事項(3)「幸手市地域公共交通会議設置要綱の 改正について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告事項(3)「幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について」ご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

資料2をご覧ください。

はじめに、1の改正理由ですが、これまで運賃に関する協議は、 この公共交通会議で行われておりましたが、道路運送法の改正によ りまして、同法第9条第4項に規定された新たな協議会において協 議を行うことが必要となりました。

このため、この公共交通会議の中に、新たに当該協議会を位置付けるため、本要綱を改正したものでございます。

2の改正内容ですが、同法第9条第4項に規定されている協議会 として、本市では、公共交通会議の中に「運賃部会」として位置付 けることといたしました。

資料3ページをご覧ください。

下の方の第7条が運賃部会に関する規定でございます。

第2項では、同法が掲げる者と同じ者を構成員として第1号から 第4号まで位置付けております。

第5項では、運賃部会の協議を行う際は、あらかじめ住民等の意 見を反映させるための措置を講じなければならないことが規定され ております。

第6項では、運賃部会が原則非公開であることと、当該運賃等を 定めようとする事業者が複数ある場合はその事業者ごとに協議を行 うことが規定されております。

第8項では、運賃部会の協議結果は、公共交通会議に報告することを規定しております。

その他の改正内容としては、いくつかの文言修正を行っております。

以上、要綱改正について御報告いたします。

なお、改正後の要綱に基づきまして、本日この会議の前に運賃部会を開催し、乗合型デマンドタクシー実証運行に係る運賃について協議いただきました。

内容につきましては、この後の、協議事項(2)の中で御報告い たします。

報告・説明は以上となります。

議長(落合会長)

ただいま事務局の方から説明がありましたが、ご意見、ご質問等 がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

協議事項(1)幸手市地域公共交通計画(案)について

議長(落合会長)

それでは、協議事項に移らせていただきます。

協議事項(1)幸手市地域公共交通計画(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の落合と申します。

幸手市地域公共交通計画(案)について説明いたします。

着座にて失礼いたします。

令和 5 年 12 月 18 日開催の第 5 回会議において御承認いただきました「幸手市地域公共交通計画(素案)」につきまして、本年 1 月 4 日~ 2 月 2 日までの約 1 か月間、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントに寄せられた御意見及び市の考え方につきましては、資料 3-2 をご覧ください。

7名の方から14件の御意見を頂戴しました。

このうち、No. 1 の御意見につきましては、該当箇所の記載を修正いたしました。

また、No. 2以降の御意見に対しましては、計画(案)にございます取り組みの中で実施や検討をしていくことができ、現状や今後の方向性についてそれぞれ「市の考え方」として回答をさせていただいております。

資料3「幸手市地域公共交通計画(案)」をご覧ください。

パブリックコメントで頂戴した御意見及び本会議委員の皆様から の御指摘等を考慮し、計画(案)を作成いたしました。

素案からの主な変更点といたしましては、表紙をめくっていただきましたところに、市長の挨拶を追加しております。

次に、45ページをご覧ください。

地域の概況の●4つ目(施設の立地状況)について、パブリック コメントで頂戴しました御意見を反映させて「鉄道駅周辺のエリア に集まって」を「東武日光線、国道4号(日光街道)の沿線エリア に集まって」に変更しております。

52ページをご覧ください。方向性4について、「クルマ中心の外出スタイルを見直し」とあると、全ての車使用者に対して、外出スタイルの転換を促しているようにとれるとの御意見をいただいておりましたことから、「将来に渡って確保・維持していけるように」に変更いたしました。

76ページご覧ください。

上部、なお書き部分について、幸手市及び五霞町がそれぞれ補助 金を受けて運行しております路線について個別目標値を追記いたし ました。

以上が主な修正箇所でございます。

なお、今後の誤字等の軽微な修正につきましては、事務局預かり とさせていただければと思います。

最後に、今後の予定といたしましては、本会議にて御承認いただけました場合、幸手市議会に報告をした後、3月中に幸手市ホームページに掲載する予定でおります。

また、広報さって4月号にて計画策定について周知予定でおります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(落合会長)

ただいま事務局の方から説明がありましたが、ご意見、ご質問等 がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、修正箇所も含めて、「幸手市地域公共交通計画(案)」 についてご異議なければ、承認とさせていただきます。

(異議なし)

協議事項(2)幸手市乗合型デマンドタクシーの実証運行について

議長(落合会長)

続きまして、協議事項2「幸手市乗合型デマンドタクシーの実証 運行について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

協議事項(2)幸手市乗合型デマンドタクシーの実証運行についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

資料4の1ページ、2ページをご覧ください。

本事業につきましては、路線バスの廃止等の影響を受ける高齢者を中心とする市民の日常生活を支える交通手段として実施するもので、「7」に記載しております2路線を対象に、タクシー車両が、利用者登録した市民からの予約に応じて、運行することを計画しております。

運行事業者としては、「4」に記載しております市内のタクシー事業者を予定しており、利用者からの予約の受付、配車、輸送などの業務を委託することを考えております。

また、本事業は、道路運送法21条第2号に基づき、令和6年7月1日から令和7年6月30日の1年間の実証運行として計画しております。

「6」に記載しております運行日につきましては、現在運行して おります市内循環バスと同様でございます。

続きまして、「9」の運賃でございますが、先程ご報告したとおり、この運賃に関しましては別に協議が必要となりましたことから、本日この会議に先立ちまして、運賃部会を開催し、そこで協議いただきました。

なお、運賃部会は、落合会長が運賃部会長にあたり、幸手タクシーの酒井委員、共和タクシーの明野委員、埼玉運輸支局の中山委員、区長会の松田委員で構成しており、運賃を定めようとする事業者ごとに2回に分けて実施いたしました。

本日、追加で配布いたしました、「資料4 実証運行について【追加分】」と「運賃案に関する意見」をお手元にご用意ください。

まず、「資料4【追加分】」ですが、運賃表を記載してございます。

こちらの基本運賃300円、割引運賃200円を「運賃案」といたしまして市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果を「運賃案に関する意見」にまとめてございます。

なお、募集方法等につきましては、左上部に記載のあるとおりで ございます。

意見募集の結果、15件の御意見をいただきましたが、全体的に約半数の方が運賃案に対し「妥当である」「もう少し高くてもよい」とする一方、以前の路線バスとの対比から「150円から200円」「75歳以上は割引で200円」といった御意見も約半数ありました。

これら運賃に関する意見に対する市の考え方は、資料の表右列に記載のとおりでございます。

この中で「路線バスの廃止に伴って運行することから以前の運賃と同程度とするのが妥当」との考え方については確かに考慮する点

があると考えますが、その額で運行されていたバスが廃止になっていることを考えますと、それとの対比だけで額を定めるというのは 妥当ではないと整理しております。

また、「75歳以上や免許返納者への割引」といった御意見もありまして、こちらは今回は取り入れてございませんが、運行開始後の 状況、実績データや利用者等からの御意見等と併せまして今後の公 共交通施策を考えるうえでの研究課題とさせていただくと整理しま した。

さらに、今回寄せられた運賃以外に対する御意見を裏面にまとめております。

こちらは運賃部会では取り扱っておりませんが、先程と同様、今 後の研究にあたっての資料とさせていただきたいと存じます。

これらの御意見を踏まえ、運賃部会の中で御協議いただきました。

運賃部会の中でも、今回市民の皆様にいただいた御意見と同様 に、様々な御意見をいただきました。

現在運行している循環バスとの比較から、200円くらいが妥当なのではないかといった意見もございました。

一方で通常のタクシーとして運行する場合にかかる運賃、今回計画している対象路線ですと、1,000円から1,500円くらい通常のタクシーではかかるところ、この金額との比較として、どれくらいの割合を利用者の方に負担いただくのが妥当なのか、また、昨年、今年と人件費や燃料費、これらが高騰しているような状況の中で、最低賃金等も上がってございます。

そういった物価高騰の流れも受けまして、妥当な金額はどれくらいなのか、そういった様々な御意見を部会の中でもいただいたところですが、最終的に様々な意見を踏まえまして、結果として、先程「9」でお示しいたしました運賃案の内容で協議が調いました。

まずは、今回実証運行としてこの運賃案で進めさせていただくということで、協議が調いましたので御報告させていただきます。

続きまして、【追加分】の資料、運賃表の後に「11 予定する輸送 数量(1日あたり)」を記載しております。

こちらは、以前運行していた路線バスの利用者数をベースに試算 したものでございます。

続きまして、元の資料4、4ページをご覧ください。

こちらは運行路線の略図でございます。

上の「幸手駅~杉戸高野台駅路線」につきましては、以前の路線バスとほぼ同じ場所に停留所を設ける予定でございます。

下の「コミュニティセンター~東鷲宮駅路線」につきましては、 コミュニティセンターを発した後、幸手市内に2か所停留所を設置 することを予定しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは各路線の時刻表となります。

作成にあたりましては、実際に走行してみて計測した所要時間を ベースに行っております。

但し、基本的に本事業は、「予約のあった停留所間を走る」「予約のない便は運行しない」ものでありまして、かつ予約いただいた人数によっては各停留所でかかる時間についてもばらつきが予想されますことから、あくまで目安として表示しているものであり、利用者の方には記載の時刻よりも少し早目に停留所でお待ちいただく方向で周知してまいりたいと考えております。

続きまして、6ページ以降に記載しておりますのが、各路線の停留所一覧とそれぞれの停留所の位置図でございます。

23、24ページをご覧ください。

こちらは幸手団地停留所でございます。

先程、「幸手駅~杉戸高野台駅路線」については、ほぼ同じ場所と申し上げましたが、幸手団地停留所のうち、「杉戸高野台駅発、幸手駅行き」の便については、ロータリー内から道路沿いに移動してございます。

25、26ページをご覧ください。

杉戸高野台駅の停留所につきましては、ご覧の箇所への設置について、杉戸町と協議を行っております。

28ページ以降につきましては、「コミセン~東鷲宮駅路線」の停留 所一覧および位置図となります。

35、36ページをご覧ください。

東鷲宮駅の停留所につきましては、ご覧の箇所への設置について、久喜市と協議を行っております。

この中に、停留所場所を示す○の表示が2つございますが、この うち、図面上、上側の○が正規の場所となりますが、今後、当該箇 所では工事が予定されているということで、その期間中は図面上、 下側の○に一時的に移動するといった内容でお話をいただいており ます。

なお、市内の停留所の設置に関しましては、当市道路河川課および幸手警察署様に、事前に説明申し上げております。

また、市外にある鉄道駅に停留所を設けますことから、それぞれ 久喜市、杉戸町の公共交通および設置場所を所管する部署との事前 協議を行ってございます。 併せて、久喜警察署様、杉戸警察署様、加えて、両駅に乗り入れているタクシー事業者様にもお話をさせていただいております。

さらに、今後、それぞれの公共交通会議で停留所の設置場所について御協議いただくことを予定してございます。

最後に今後の予定でございますが、まず、今週 13、14、15 日と 3 日間、3会場で市民向けの説明会を開催いたします。

また、本会議で了承いただきましたら、主に停留所設置に関する 関係機関への正式な協議依頼を行わせていただくとともに、国への 許可申請手続きや、運行事業者様との契約締結に向けて準備を行い ます。

新年度となりましたら、契約締結の上、運行事業者様から国への 許可申請を行っていただきます。

処理期間については約2カ月と示されておりますので6月中に許可がなされ、7月からの運行となると考えております。

また、それまでの間に、利用者登録をはじめ市民の皆様への周知のほか、停留所の設置について進めて参ります。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(落合会長)

ただいま事務局の方から説明がありましたが、ご意見、ご質問等 がございましたらお願いいたします。

村上委員

埼玉県交通政策課の村上です。

2点質問をさせていただきます。

1点目が追加分の資料4の「11」に予定する輸送数量(1日あたり)に「各運行系統30人」とありますが、先程のご説明で、以前運行していた路線バスの利用者数を基に試算したということですが、30人というのは今回運行をする午前8時から午後5時までで30人ということなのでしょうか。

質問の趣旨としましては、その他の意見の中で「運行時間がなんともいえない」というところで例えば朝7時からも含めて30人なのであれば、もっと予想輸送数量が減ってしまうのではないかというのが1点です。

もう1点が資料4の「3」運行方式に「利用者から事前に予約が あった場合」とありますが、この「事前に」というのは、例えば前 日までとか何か決まりがあるのでしょうか。

事務局

1点目の予定する輸送数量、1日あたり30人につきましては、説明の中で以前走っていた路線バスの利用者数をベースにとご説明いたしました。

そちらをベースにしまして、それ以降の変化についても加味して計算しておりまして、ご質問の中にもございました、今回のデマンドタクシーについては、朝・夕の通勤・通学等は対象としておりませんので、そのあたりの減少についても計算して運行時間内での1日あたりの利用者数を各路線30人と予定しているものです。

また、2つ目のご質問の予約につきましては、運行便の2時間前まで予約ができるものとして考えております。

予約は電話かショートメールでの受付を考えていますが、朝の1 便~3便とショートメールでの予約については、前日までの予約と いうことで、今後ご案内をさせていただくことを考えております。

山下委員

区長会の山下と申します。

デマンドタクシー実証運行事業ということですが、1番大事な「何をどう実証したい」ということで1年間運行するのか、それから1年後、利用者が多ければそのまま継続するのか、そこでまた運行方法を大きく検討するのか、利用者が少なければ廃止するのか。

この実証がどういう形で実証したいのかというのが私はどうも見えてこないのですが、そこをしっかりご説明いただきたいのが1点。

それから、今少しお話がありましたが、予約方法はどうなのかということで、ショートメールという方法がありますが、高齢者が多いとすれば、どうしても電話予約になるのかなと。

それと、利用者がいなければ運行しないということですが、逆に 利用者が多く4名オーバーの場合はもう1台運行するのかどうかが 明記されていませんが、そのあたりはどうなのでしょうか。

それから、この後説明会を香日向、栄団地で行うということですが、その中で色々な意見が出るかと思います。

7月までまだ期間がありますので、説明会で出た意見をこの実証 運行に取り入れて、改良する余地があるのかどうか。

例えば、幸手団地の方は幸手駅から幸手団地まで市内循環バスが あるから来なくていい、幸手団地から杉戸高野台駅までの便を8便 から16便に増やすという意見などが出るかもしれません。

色々なことをたくさんまとめて言いましたが、特に何をどう実証 するのかという部分が私は理解ができていませんので、そこ説明い ただけるとありがたいです。

事務局

今回のデマンドタクシーにつきましては、冒頭でも申し上げておりますとおり、運行の趣旨としましては、以前走っていた路線バスが無くなってしまったことによって、日常の移動手段の確保が困難

となる方々、主に高齢者となりますが、これらの方々の移動手段を 確保ということで新たに計画をさせていただいたものでございま す。

「実証」という点につきましては、やはり以前の路線バスが廃止 となっているのは、利用者数が少ないということが大きな要因でも ありました。

ただ一方で、利用者数が少なくても路線が無くなってしまうことによって、移動ができなくなる方が人数は少ないかもしれませんがその中にはいらっしゃると。

そういったところで、やはり足の確保が必要だろうということで、今回、所謂定期運行ではなく、予約に応じて運行するデマンドタクシーを計画させていただいたものです。

ただ、このデマンドタクシーがニーズに合致した形で利用者がいて、継続的に運行していけるものかどうか、それらは実際のところ走らせてみないと分からないというようなところも確かにあります。

そのため、そこの部分を実証という形で1年間やらせていただく というところが趣旨、考え方の基本となります。

4名を超える予約が入った場合の運行ですが、タクシーですので、1台あたり4名まで乗車ができます。

4名を超える予約があった場合は、基本的は次の車両を用意していただいて運行していただくこととしておりますが、ここは通常のタクシーとしての運行もございますので、必ずしも予約に100%応じられるかどうかは難しいところではあります。

ただ、市といたしましては、予約に応えられるように契約の中で お願いをして参りたいと考えています。

実証運行が終了した後どうするかという点につきましては、先程 予定人数として1日あたり30人という数値をお示ししましたが、これを下回ったという点だけで、本運行はやりませんという判断はしづらい点はありますが、やはり利用者に多い少ない、特に考えていた以上に利用者が少なかった場合については、運行が無くなるという可能性は否定できません。

ですので、市といたしましても今後周知して参りますが、なるべく多くの方に利用していただいて運行が継続できるようにという方向では、今後ご説明をさせていただきたいと思っています。

説明会でいただいたご意見を取り入れる余地があるかどうかという点につきましては、先程の説明とも重複してしまうかもしれませんが、新年度になりましたら早々に国に認可申請を提出しなければならないため、基本的には実証運行については今お示しさせていた

だいている運行計画(案)でやらせていただきたいと思っています。

ただし、実証の中で様々なご意見が出てくるものと考えておりますので、それらのご意見はその後の本運行をどうするかというところで併せて検討して参りたいと考えています。

議長(落合会長)

他にございますか。

曽根委員

五霞町生活安全課の曽根と申します。

参考までに2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は事前予約が2時間前まで可能ということですが、1から 3便の前日の予約は何時頃までできますでしょうか。

2点目が、2ページの「利用者」のところで、「幸手市内在住の利用者登録をした者」とありますが、一度例えば私が市民として利用者登録をしたものとして、その後予約するにあたって、「幸手市の○○に住んでいる曽根です。」と言うものなのか、あるいは登録番号のようなものを伝えれば簡単に予約ができるのか、そのあたりをお聞きできればと思います。

事務局

1点目の1便から3便の前日の予約時間については、基本的な予約受付時間を午前7時から午後4時までとしていますので、前日の4時までにご連絡をいただきたいと考えております。

2点目のご質問については、利用登録証を登録いただいた方には 交付する形で考えていまして、その中で番号を付番することを考え ておりますので、ご連絡いただいた時には、お名前、ご住所等をお っしゃっていただくことを基本としたいと思いますが、基本的には その番号でどなたかが特定できるような形で管理していきたいと考 えています。

議長(落合会長)

他にご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

山下委員

希望なんですけども、料金設定は300円ということが主体で進んでいますが、ぜひ300円支払った方は1日乗車券と同じ扱いにして、市内循環バスにもその領収書を使って乗れるようなシステムを作っていただけるとありがたいと思います。

事務局

あくまでこのデマンドタクシーについては、1回あたり300円という基本運賃で実施させていただきたいと考えています。

1回300円をお支払いした方は、例えばその他の交通手段での割引というか、300円払ったら他のもので共通して使えるとか、そういったことについては現状考えてはいませんが、今回策定しました公共交通計画の中でも幸手市の公共交通の利便性向上について、様々な施策、考え方を示させていただいております。

全体的な公共交通の利便性の向上という部分を考えていくにあたりまして、今いただいたご意見を参考にさせていただいて、活用できる部分があるかどうか研究して参りたいと考えています。

議長(落合会長)

田沼委員、お願いいたします。

田沼委員

朝日自動車の田沼です。

幸手駅―杉戸高野台駅線の路線バスの廃止では、ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。

質問ですが、2ページの車両について、今回はタクシーの車両を そのまま使うような記載になっているかと思いますが、一般的なタ クシーと今回デマンドタクシーで運行する車両とで、何か違いが分 かるように表記がされるものかお聞きしたいのが1点です。

また、実証期間が1年間ということですので、本運行時の検討になるかとは思いますが、当社は路線バスですと、車いすの方がご乗車いただけるような対応をしているものですから、後々本運行となった際は、様々な方がご利用いただくこともあるかと思いますので、タクシー車両だとかなり厳しいかとは思いますが、そういったご検討も必要かと思います。

事務局

1点目のご質問のタクシー車両の違いを表記するのかという点に つきましては、今回、通常のタクシー車両を活用させていただくこ とを計画していますが、デマンドタクシーとして運行していただく 際には、その旨が分かるような表示を予定しています。

現在考えておりますのは、タクシー車両の左前方のところに「デマンドタクシー」と表示板のようなもので表示させていただくことを考えています。

2点目のご質問につきましては、今回、障害のある方、介護保険等の対象となっている方については、割引運賃を設けさせていただいておりますことから、そういった方のご利用についても想定をしているところですので、ご質問の中でもありましたように、今後の実証運行、その後に仮に本運行に至った場合につきましても、そのあたりの対応につきましては検討して参りたいと考えています。

議長(落合会長)

他にご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。

本日ご意見・ご質問いただきました点について、今後検討すべき ことは検討していきたいと考えています。

それでは、特にご異議がなければ、「幸手市乗合型デマンドタクシー実証運行事業 運行計画(案)」については承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了となりました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

これ以降の進行につきましては事務局にお願いいたします。

【4 その他】

司会

それでは、次第の4 その他に移らせていただきます。 議題の他に委員の皆様から何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは最後に議事録についての確認をさせていただきます。 先ほど、会議結果の公表について説明をさせていただきました が、本日の会議の議事録につきましては、事務局において作成し、 原則公開の観点からホームページにおいて公開をさせていただきます。

なお、公開前に委員の皆様に送付させていただきますので、お忙 しいところ誠に恐れ入りますが、ご確認のほどよろしくお願いいた します。

【 5 閉会】

司会

それでは閉会に移らせていただきます。

長時間にわたり大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第7回の幸手市地域公共交通会議 を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(終了)